

令和2年度 茨木市立白川小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等を改めて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義 <いじめ防止対策推進法>

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

学校教育目標

家庭・地域とともに「自ら学び、たくましく生きる心豊かな子ども」の育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ問題に関しては、事象の発生を学校全体の課題として受け止め、被害を受けた児童の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ

の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや茨木警察署をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、首席、生徒指導コラボレーター、支援教育コーディネーター、学年代表、養護教諭

※ 必要に応じて関係教職員、S C、S S W

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童理解深めること

＜開催＞

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

(2) いじめ防止のための取組み

①学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と人権感覚および道德心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校のすべての教育

活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組みの推進
- イ わかる授業づくりや楽しい学校行事づくりを推進し、自己有用感や自己肯定感を高める
- ウ 障がいのある児童、外国につながる児童、性的マイノリティーの児童、震災等自然災害で避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童にとって安心・安全な学校作りの推進
- エ 規範意識の醸成につながる道徳教育の推進
 - ・児童会活動の活性化、体験活動の充実
- オ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット＜茨木市教委作成＞の活用
- カ インターネットやSNS等を通じて行われるいじめに対する対策の実施
 - ・児童への情報モラル教育
 - ・犯罪被害防止教室の実施
 - ・保護者への啓発
- キ 毎週1回、児童の実態交流の時間をとり、全職員で共通理解をはかる
- ク 月に1回程度、道徳教育に関する学習会を実施する

②いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - ・児童対象 「元気調査」 年3回（6月、11月、2月）
- イ いじめ相談体制
 - ・相談体制の整備 【窓口：養護教諭】
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

③いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事案が確認された場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ特別な支援を要する児童へのいじめが生起した場合には特段の配慮を持って対処する。
- ウ いじめ・不登校対策委員会を中心に事実関係を明らかにするため、必要に応じ教育委員会の応援サポートチームと連携し適切な調査を実施する。

- エ 調査の結果については市教委と協議のうえ、いじめを受けた児童・保護者に対し必要な事項を適切に提供する。

④重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、茨木市教育委員会にすみやかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤いじめの研修

すべての教職員が共通理解を図り対応するために、いじめ防止等のための対策に関する事項やいじめ対応能力向上のための研修を年複数回実施する。

⑥学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
- イ いじめの再発防止の取組に関すること

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

令和2年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	児 童	学 校	保 護 者	地 域・その他
4月		校内研修		
5月	いじめ防止対策委員会（定例） にこにこ学級 交流給食	「二人じゃないよ」（業間）、 「みんなトモダチ」（昼休み）の校内放送 家庭訪問 (児童会)		
6月	元気調査①	学校協議会		休日参観 教育相談担当者会
7月		個人懇談		
8月		校内研修		
9月				教育相談担当者会 地区敬老会
10月	人権学習の取り組み 作文・標語・ポスター			
11月	元気調査②	学校教育自己診断		教育相談担当者会
12月		個人懇談 学校協議会		
1月	にこにこ学級			人権講演会 いじめ不登校シンポ
2月	元気調査③			
3月		検証・総括 (校内研修) 学校協議会		教育相談担当者会